

# 徳山市貝籠五輪塔の紀年銘

播 磨 定 男

## はじめに

昭和60年10月、山口県徳山市の西域、夜市字貝籠（かいごもり）の一角から有銘無銘のものを合わせて7基の五輪塔が発見された。五輪塔の各部は解体されて地中に埋まったり一部は欠落したりするものの、地理的にはさして広くもない夜市地区にこれだけのものが遺存することは、全く意外と言うべきであろう。

さらに発見された五輪塔の紀年銘を見ると、弘安4年（1281）銘が2基、嘉元5年（1307）銘が1基と、造立年代が鎌倉時代までさかのぼるものが3基も含まれている。とくに前者の2基は、すでに徳山市の文化財指定となっている同市上村の嘉元元年（1303）銘の上年五輪塔を年次的に上回るだけでなく、県内にあるものと比較しても、これまでの最古銘下関市安岡町富任の観察院にある永仁2年（1294）銘をも13年程先行している。したがって、貝籠五輪塔は現在のところ山口県内で最も古い五輪塔として、斯界に君臨することになるのである。

さて、地元徳山市からの依頼で貝籠五輪塔の調査を行ってからまる1年が経過した。調査時の報告書はすでに提出してあるので作業に対する一応の区切りはついているが、私にはこれらの五輪塔と最初に対面したときから大変気になっていることがある。それは五輪塔の1基に刻された紀年銘に対する疑問であって、この疑問は屹度解決されるべき課題として、私の手許に留まることになったのである。紀年銘の問題は天文・暦学の分野だけに多くの時間を費やすことになったが、この度ある程度のまとまりを得たのでその成果

を発表し、識者の批判を請いたいと思う。最初の疑問点から最後の結論に至るまでの経過を辿りながら、順次述べていくことにする。



写真1 発掘された貝籠五輪塔

向かって左端が弘安4年銘、火輪より上は別物である。

## I 春・秋分と彼岸

貝籠五輪塔は前述の如く弘安4年銘のものが2基存する。これらの紀年銘は「弘安四年三月三日彼岸」「弘安四年十月廿（以下欠）」と、ともに水輪の五輪種子バを刻したその左脇に彫っており、これら紀年銘の判読にはさして困難は無い。ただ、この紀年銘と五輪塔の形態を比べた場合、前者が後者を上回る、すなわち形態からうけるイメージよりも紀年銘の方が古いという印象が強い。それは復元された五輪塔の規模が110糎余とこの時代のものとしては小さく、さらに細かく言えば、両基とも同年代の造立にも拘らず地・水・火輪に計測上のバランスを欠くなど、形態的にはこれより22年後に造られた上年五輪塔よりも見劣りするからである。但し、鎌倉時代のものとしては粗雑で豪勁さを欠くなどと、この五輪塔の不足面を指摘できたとしても、所詮それは他との相対的な判断でしかない。このものの造立年代を確定する絶対的な判断は、水輪の片隅に刻まれた前述の紀年銘に委ねられているので

ある。五輪塔のような金石文史料に限らず、古文書等においても、紀年銘は先ずもってそのものの造立・書記年次を直接に告知するものとして、強い信頼を担わされているのである。

さて、貝籠五輪塔の紀年銘で私が疑問視したのは、弘安4年銘の2基のうち「弘安四年三月三日彼岸」と刻された方である。如上の紀年銘に従えば、この五輪塔は弘安4年の3月3日に造立されたが、この日は丁度春の彼岸中であったということになる。春と秋の彼岸に板碑や五輪塔などを造立することはよくあることで、例えば「文応二年<sup>辛</sup>二月彼岸」（宇部市川上出土種子板碑銘）、「大永六年<sup>丙</sup>二月時正日」（美祢市藤ヶ河内地蔵種子板碑銘）など<sup>1)</sup>、山口県内のものの中にも類例が散見する。しかしここで注意を要するのは、後者の板碑がいずれも旧暦2月の彼岸中の造立であるのに対し、貝籠五輪塔の場合はこれが「三月三日彼岸」であるところが違っている。すなわち現行の太陽暦で言えば彼岸は3月と9月になるが、太陽暦に改暦する以前の、つまり明治5年より前の旧暦（太陰太陽暦）においては、春と秋の彼岸は2月と8月にくるのである。貝籠五輪塔の紀年銘がこの通例と異なっていると私の疑問があり、この小稿を成すに至った理由も存している。



写真2 貝籠五輪塔の紀年銘（水輪部分）

注1) 播磨定男編著『中国地方の板碑』（山陽新聞社、昭和62年）269頁、329頁。

春の彼岸が3月にくるということは果たしてあり得ないであろうか。そのことに触れる前に、旧暦においては彼岸が2月と8月にくるといわれるその理由から先ず明らかにしたい。角川書店より発行されている『角川日本史辞典』（高柳光寿・竹内理三編、昭和41年初版）はハンディー・タイプの辞典として広く利用されているが、これには彼岸（会）について次のように記されている<sup>2)</sup>。

正しくは到彼岸といい、単に彼岸ともいう。春分・秋分の日を中日とし、その前後7日間にわたる法会。9世紀初め朝廷で行われたのが初見。彼岸の日に太陽は西方正面に没するので、日没を観じて弥陀浄土の所在を知り、それによって敬慕の心を生じさせるためという。江戸時代に庶民の年中行事化し、明治時代には春（秋）季皇霊祭とし、戦後は春（秋）分の日と称して、国民の祝日としている。（傍点筆者注以下同様）

生死に輪廻するわれわれの居所を此岸いうのに対し、死後不生不滅の真身に帰する浄土を彼岸と言ひ、この彼岸に至ることを願って（到彼岸）諸種の法会を行うのが彼岸会である。春分と秋分の日が選ばれるのは上の説明にもあるように、この両日が1年の中で太陽が正東より出て正西に没するからで、西方に極楽浄土を説く仏典では、この日こそ最も法会にふさわしいのである。

彼岸がわが国で行われるようになったのは平安時代の初期からで、延暦25年（806）3月に官符をもって崇道天皇（早良親王）のために、国分寺の僧をして春秋二仲の7日間『金剛般若波羅蜜多經』を読ましめたことが『日本後紀』に見えている<sup>3)</sup>。この風習は平安貴族にも歓迎され、「彼岸のほどに、よき日を取りて、さるべき事おぼし設けて云々」（『宇津保物語』国譲巻下）、「彼岸に入りぬれば、なほ、あるよりは精進せんとて、上むしろ、たゞのむしろの、清きにしきかへさすれば云々」（『蜻蛉日記』巻中）、「かくのたまふは、二月ついたちごろなりけり。十六日、彼岸のはじめにて、いとよき日なりけり。近う又よき日なし」（『源氏物語』行幸巻）などと、当時の文学作品

2) 同書、717頁。

3) 『日本後紀』延暦25年3月17日の条。

にも彼岸のことが記されている。

ところで問題は、これらの彼岸が果たしていつ行われているかであるが、これらの文献に専門的な解説をしている『源氏物語辞典』（北山谿太著、平凡社、昭和33年初版）では、次のように述べている<sup>4)</sup>。

梵語波羅蜜多の訳、到彼岸の略語。涅槃の境界をいい、そのために仏道精進をする期間である。彼岸は毎年二月と八月の春分・秋分の日に行く。太陽が真西に沈む日であり、その陽の沈むところが極楽浄土の東門というわけで、春分・秋分の日に行くのは浄土教の信仰思想の影響ともいわれている。(下略)

先学の見解に従えば、彼岸はその意味からして春分・秋分と不離一体のものであり、旧暦においても2月と8月の春分・秋分の日を中心に実施されたことになる<sup>5)</sup>。現在と過去が異なるのは双方の行用暦の違いだけであって、彼岸が春分・秋分を中心に展開されることは昔も今も変わっていないのである。

然して次の課題は、春分・秋分の暦日上の設置が吟味されねばならないが、これら両日が旧暦において2月と8月にくることは暦学上のいわば鉄則と言ってもよいだろう。明治5年まで使用された太陰太陽暦は月の周期的変化を基礎としているため実際の太陽の動きとの差を調整しなければならない。3年に1度ぐらいの割合で閏月を置くのはそのためであり、この閏月を挿入するために導入されたのが他ならぬ春分・秋分などの12の中気である。冬至の日時に1年を12等分してこれを大寒、雨水、春分、穀雨、小満、夏至、大暑、処暑、秋分、霜降、小雪、冬至と称し、大寒（12月中）、雨水（正月中）、春分（2月中）というように、12月中の大寒を含む月が12月、正月中の雨水を含む月が正月と各暦月の名前が決められている<sup>6)</sup>。ただこの時不都合なことは、1年を12で割ると $365.2422 \div 12 \approx 30.44$ 日で、この値が1朔望

---

4) 同書、417頁。

5) 石造美術の研究家として高名な川勝政太郎博士の『日本石造美術辞典』（東京堂出版、昭和53年初版）などにも、これと同じ考え方が述べられている。（同書343頁）。

6) 内田正男編著『日本暦日原典』（雄山閣、昭和50年初版）499頁。

月の29.530589日より大きいことである。つまり、各中気間の間隔の方が1カ月の日数より大きいために中気を含まない月がどうしても出てくる。旧暦ではこれを閏月と言ひ、前の月と同じ名を用いながら閏の1字を冠してこれを区別したのである。

実際の暦日に沿って具体的に述べると、例えば寛喜2年(1230)の場合は前年の11月28日の冬至から数えて31日後の12月29日に大寒、その30日後の1月30日に雨水がきている。計算ではこれの30日後、つまり2月30日に春分を置くことになるが、実際は閏月を1月に設け、2月1日を春分としている。無論こうした配慮をしたのは、上の計算通りに進めば1カ月を30日とする大の月が続くこと<sup>7)</sup>、さらにはわが国の暦法では儀鳳暦以後太陽や月の位置を考慮して朔望月の長短を定める、いわゆる定朔を用いていたことなどが理由としてあげられよう。冬至を起点として中気を決める際、もし2月や8月中に春分・秋分が入らないようであれば、前月に閏月を置いて調整するというのが太陰太陽暦の大原則なのである。

したがって、これまでも繰り返し述べているように、旧暦においては春分は2月、秋分は8月と決められており、これに付随する彼岸も2月と8月にくるとというのが従来の定説である。ただ彼岸は前述の解釈に従えば、春分、秋分の日を中日として前後7日間であるから、例えば春分が2月末日にきた場合だけ、翌3月3日までが彼岸の期間中に入ることになる。可能性はきわ

表1 置閏法(寛喜2年の場合)

(計 算)	(実 施)
寛喜元年 11月28日 冬至 12月29日 大寒	寛喜元年 11月28日 冬至 12月29日 大寒
同 2年 1月30日 雨水 2月30日 春分	同 2年 1月30日 雨水 閏1月 2月1日 春分

7) 桃裕行「四大を避けること」(『歴史地理』第91巻第3号)。

めですくないがあり得ないことではない。もしそれが事実であるとしたら、貝籠五輪塔は却って本物として価値を認定されるだけでなく、彼岸が3月中にも行われた稀少な実証例として貴重となるであろう。このまま紀年銘に対し吟味を続ける所以も実はこの点に存する。

## II 弘安4年の春分

旧暦において春分・秋分が2月と8月にくることが間違い無いとすると、貝籠五輪塔の紀年銘問題は弘安4年の春分が果たして2月何日かに絞られてくる。五輪塔の紀年銘からすると、この年の2月が小の月であれば2月29日、大の月であれば2月30日が春分のときにだけ翌3月3日が彼岸の結願日になるという、限られた可能性しか無いが、ともあれ弘安4年の春分を内田正男編著『日本暦日原典』（雄山閣、昭和52年初版）によって尋ねると、弘安4年の2月は大の月で、春分は「2月25日」、この日の干支は「辛卯」となっている<sup>8)</sup>。25日が春分であれば当然春の彼岸はこれの3日前、つまり2月22日から28日までの7日間であって、3月3日はこれよりも5日ばかり遅れ、彼岸中には入らないことになる。当初から抱き続けてきた疑念がいよいよ現実のものとなってきたが、上の吟味だけで貝籠五輪塔の紀年銘を誤刻や偽物と決めつけるわけにはいかない。その前にこの五輪塔を造立する際の事情なども考慮する必要があるだろう。故人の追善供養を目的とした造立であれば、先ず法要を彼岸に行い、その5日ばかり後で実際に石塔を造立したとも考えられる。だが、これは「三月三日」と「彼岸」を分離する考え方である。もしそうであるなら「二月彼岸」「二月時正日」とある場合をどのように解したらよいだろうか。これらは通説の如く2月の彼岸、2月の彼岸中日に造立したものと解するのが自然であって<sup>9)</sup>、貝籠五輪塔の場合も「三月三日」と

8) 同書、292頁。

9) 「時正」は必ずしも字義通りには使用されていないが、ここでは吟味をしないことにする。

「彼岸」は別々に考えるべきではない。造立者の意図はあくまでもこの石塔を弘安4年3月3日の彼岸に造立することにあつた、と推定されるのである。

五輪塔の紀年銘が本物であるとする、一方の「弘安4年2月25日春分」を吟味しなければならない。根拠とした『日本暦日原典』は元嘉暦が採用された西暦445年から1872年(明治5)までの月朔、中気、節気の日時を厳密に計算し、貞享元年(1684)以前はコンピューターによるデータをそのまま転写し、以後は実在の頒暦によっている。貞享元年以前、つまりコンピューターによって処理してある部分では、計算上の干支が実施された干支と異なることがあり、その際編著者は当該個所に頭注をつけ、その時代の信頼できる史料によって実施暦の干支に直しているが、果たしてこれが完全であるという保障は無い<sup>10)</sup>。何故なら暦日はあくまでも実際に施行されたものが正しいのであって、どんなに計算に間違いがなくとも何かの事情で変更された事実があれば、この事実に従って計算結果を変更しなければならないからである。かかる暦日の復元はすでに貞享暦の作者渋川春海や中根元圭に始まり、辻善之助、神田茂、桃裕行氏なども史料との照合・点検に大変苦心されたところであり、この点は編著者の内田氏も素直に認め、序文で次のように述べている<sup>11)</sup>。

このように暦法の指定するとおりに計算した結果は、計算機による印字をそのまま写真版にしたのであるから誤算・誤植は考えられないが、史料による訂正は別に行う必要がある。これについては計算結果に訂正のあるたびに必ず下段に注記し、その根拠を示すことにした。もちろん私はすべての史料を調べた訳ではないから、新しい史料を求められた方は本書に示された推算値をもとに、自ら研究され注記して頂きたい。

したがって、『日本暦日原典』の編暦を一応正しいものと認めながらも、

---

10) 明治13年内務省地理局によって編纂された『三正綜覧』が第4版に至っても800個所に余る訂正を必要とすることなども、史料による照合の困難さを示していよう。(内田氏前掲書序文)。

11) 同書序文。内田氏はまた日本書紀の月朔干支589個中8個が当時の行用暦である元嘉暦と合致しないことを指摘している。(同書、524頁)。



これを実施暦とするためには同時代史料によって傍証する必要があり、ここでは取りあえず弘安4年春分を実際に施行された暦日によって確認する作業が俟たれるのである。

権中納言勘解由小路兼仲の日記である『勘仲記』（兼仲卿記）には、建治元年（1275）から正安2年（1300）までの記事が収められている<sup>12)</sup>。途中欠けた部分が多く、丁度弘安3年6月から同4年3月までも欠落しているため、肝心の弘安4年春分を直接提示することはできないが、これらの期間を除く他の暦日を『日本暦日原典』と対照することによって、間接的ではあるが当面の課題に応えることができるであろう。かかる前提のもとに『勘仲記』の記事を追っていくと、建治元年から正安2年までの26年間に意図的に暦日を変更した場合が2回ある<sup>13)</sup>。弘安元年11月1日と同4年8月1日の場合がそれで<sup>14)</sup>、前者は弘安元年の冬至が計算では11月30日にくるべきところを朔旦冬至にするため閏月を11月から10月に変更しており、さらに後者の弘安4年

表2 弘安元年（1278）の暦日

(計 算)	10月29日	11月1日	29日	30日	閏11月1日	29日	12月1日……
………	己 卯 小雪(10月中)	庚 辰	戊 申	己 酉 冬至(11月中)	庚 戌	戊 寅	己 卯 ……
(実 施)	10月29日	閏10月1日	29日	11月1日	2日	30日	12月1日……

表3 弘安4年（1281）の暦日

(計 算)	7月30日	8月1日	30日	閏8月1日	29日	9月1日……
………	癸 亥 処暑(7月中)	甲 子	癸 巳 秋分(8月中)	甲 午 秋 分	壬 戌	癸 亥 ……
(実 施)	7月30日	閏7月1日	30日	8月1日	29日	9月1日……

(注) 朔干支は変えず、秋分の日の干支を癸巳から甲午に変えている。

12) 実際は文永年間のもも残っているようであるが、『増補史料大成』には建治元年12月1日より正安2年3月29日までの記事が3冊に分けて収録されている。

13) 1章19年とすると永仁5年（1297）の年も朔旦冬至になるが『勘仲記』はこの年の記事を欠落している。

14) 『増補史料大成』（臨川書店、昭和40年初版）勘仲記1、56頁、143頁。

の場合は、章首後の閏8月を避けるため8月から7月に退閏させ、暦日計算における8月30日秋分は閏7月が入ったため8月1日秋分となっている<sup>15)</sup>。

旧暦では冬至を含む月が11月ときめられているから、冬至は11月朔日から11月晦日までの間にくることになるが、これが11月朔日に当たるのを朔旦冬至と言ひ、稀なこととして祝賀した。『続日本紀』の延暦3年(784)11月朔日の条には「勅して曰く、十一月朔旦冬至は是れ歴代の希遇にして云々」とあって<sup>16)</sup>、この時慶賀が行われ田租も免ぜられたことを記し、朔旦冬至を佳節とすることはこの時に始まったものと解されている。朔旦冬至は平朔の場合1章19年ごとにやってくる計算になるが、それが1日ほどずれて10月末日にきたり、11月2日になったりすると、上述の弘安元年の場合のように、日付を変更して11月朔日に冬至がくるようにしたのである。一方の閏8月の場合は、章首後に閏8月となるようであればこれを避けて、閏月を8月から7月に移すという措置で、大治4年(1129)以後7回ほど類例が存する<sup>17)</sup>。

朔旦冬至や章首後の閏8月を避けるため暦日の変更を行えば、当然月朔干支が別表の如く当初の暦日計算と違ってくる。『日本暦日原典』はこの点を看過しないで、暦日計算による数値を『勘仲記』『続史愚抄』『曆断簡』等の史料によって補正し、当時実際に使用されていた暦の方を採用している。また、上述の2個所以外の日次干支、すなわち暦日計算に変更の無い部分においては、計算による数値と各史料とが双方合致していることは勿論である。したがって、『日本暦日原典』の中でも弘安年間における編暦は、現代の天文学的知識による暦日計算ではなく、それは正しく当時の実施暦であると言わねばならない。ここから最初に提示した「弘安4年2月25日春分」は、もはや動かすことのできない真実としてわれわれの前に立ち塞がるのである<sup>18)</sup>。

---

15) 内田氏前掲書、291～292頁。

16) 『新訂増補国史大系』続日本紀後篇502頁。

17) 内田氏前掲書、534頁。

18) 春分は冬至後91日か92日目にやってくる。弘安3年の冬至は11月22日であるから翌年の春分は2月25日か26日となり、前述の暦日計算が正しいことを傍証している。

「弘安四年三月三日彼岸」と刻まれた貝籠五輪塔の紀年銘が既述の如く本物で、しかも一方の弘安4年の春分が2月25日であることも間違い無いとすると、双方の間に存する最低5日間の誤差は依然解消されないまま残ることになる。どちらか一方に突破口が見出せるものと期待しながら吟味を続けてきたが、ここに至ってはもはや断念せざるを得ない。だが、翻って考えると、希望通りの結論が得られなかったことは途中の推理よりも、前提条件そのものに間違いがあったのではないかという疑念を抱かせる。私はこの小稿の最初に彼岸に対する先学の学説を紹介し、これに基づいて論理を展開してきたが、すでに明らかな如く、弘安4年の春分と彼岸に関しては双方の間に、先学の学説に見合うような事実は存しないのである<sup>19)</sup>。したがってここから、問題を振り出しに戻し、春分と彼岸の関係を従来の学説とは別に、改めて問い直してみる必要が出てこよう。勿論その際は考察の対象を拡大して、弘安4年以外のケースも探らねばならない。われわれが常識的に理解している春分と彼岸の関係ではなく、当時の実態に即した双方の関係が得られなければ、貝籠五輪塔の紀年銘問題は依然未解決のままなのである。

### Ⅲ 『勤仲記』の彼岸記事

勘解由小路（広橋）兼仲は正元元年（1259）16歳で治部少輔に任ぜられて以来、蔵人・左右弁官・参議などを経て永仁元年（1293）権中納言となり、延慶元年（1308）1月26日に65歳で死去した<sup>20)</sup>。彼が執務の合間に記した日記は当時における政務上の事件に触れることが多く、なかでも蒙古襲来に関する記事や、将軍惟康親王の京都送還と久明親王の将軍宣下・関東下向など、朝廷と幕府の関係を示す記事などが注目されるが、こうした事件の記述とは別に毎日の天候や日・月蝕などの天文事象、さらには冬至、彼岸などに

19) 当時の行用暦が地方によって異なることも考えられる。しかし、全国に遺存する金石文史料の紀年銘を『日本暦原典』や『三正綜覧』と照合し、年次・日次の干支が双方一致する事実からすると、可能性はきわめてすくない。

20) 『増補史料大成』勤仲記1所収の「勤仲記解題」による。

についても記している。

例えば弘安2年2月16日の条では<sup>21)</sup>、「十六日癸巳晴，月蝕御祈頼譽僧正勤仕之，蝕少令正現，然而陰雲忽燾」と月蝕のことに触れ，同5年7月1日の条では<sup>22)</sup>、「一日戊午，夷則告朔幸甚々々，今日日蝕虧初巳七剋，加時午二剋，復末午六剋云々，天快晴，蝕正現，御祈事了遍僧正云々」と，この日の様子について詳しい記録をのこしている。また，冬至については弘安元年11月1日の条に<sup>23)</sup>、「一日己酉晴，今日朔旦之嘉瑞也云々」と見えるぐらいで，他にこうした記述は見当たらない。弘安元年の場合は11月1日が冬至となる，いわゆる朔旦冬至の佳節を迎えたために日記にも特別に記されたのである。

さて，彼岸については次に示すごとく，建治元年（1275）から正安2年（1300）までの26年間に9回の記述がみられる<sup>24)</sup>。記録が完全であれば計52回の彼岸記事を期待できることになるが，弘安8年，正応3年，永仁3～6年，正安元年の7年間は記録が全く欠落しており，残りの19年間38回についても，丁度半数の19回は春分，秋分の相当月たる2月と8月の記事を欠いている。したがって26年間と言っても，記録が存しながら彼岸のことに触れない場合は10回だけあって，前述の9回とほぼ等しい値となっている。春と秋にめぐってくる彼岸が2回に1回ぐらいの割合で日記に出現してくるのは，当時の貴族たちにこの風習が次第に浸透してきたことを物語っているよう。考察に入る前に先ず『勤仲記』に記された9件の彼岸記事から紹介することにした。

---

21) 『増補史料大成』勤仲記1，89頁。

22) 同上，160頁。

23) 増補史料大成本ではこの日の干支が「一日乙酉」とあるが，この前日に当たる10月29日は戊申であるから11月1日は「己酉」となる。原本の誤記か印刷の間違いであろう。(同書，56頁)。

24) 仏事供養などの記事はあっても，直接彼岸の文字が見えない場合は抄出ししないことにする。

(1)建治2年8月9日<sup>25)</sup>

九日辛未 晴，依番参猪隈殿，自一昨日彼岸中可為此御所云々（下略）

(2)弘安2年2月12日<sup>26)</sup>

十二日己丑 晴，（中略）次参長講堂，彼岸結願也，院司光泰奉行，大炊御門大納言，右京大夫等着座，事了給御布施，前少将基光朝臣已下数反取之，事了退出，

(3)弘安5年2月13日<sup>27)</sup>

十三日甲辰 晴，後嵯峨院御八講自今日可被行之处，依神木御事被停止了，新院御幸西郊，参北野齋，次参広隆寺，积迦堂，彼岸結願之間参詣人充滿，今日結縁，其益不少，（下略）

(4)弘安7年2月30日<sup>28)</sup>，3月7日<sup>29)</sup>

廿日己酉 晴，今日不出仕，聊所休息也，彼岸初日，所転読阿弥陀経也，殿下自昨日御座猪隈殿，彼岸中可為御所云々（下略）

七日丙辰 晴，（中略）次参長講堂，彼岸御懺法結願也，今日依吉曜可宿侍也，（下略）

(5)弘安10年8月8日<sup>30)</sup>，同月15日<sup>31)</sup>

八日丙寅 晴，（中略）次参猪隈殿，自今日彼岸中可為御所云々，（下略）

十五日癸酉 陰，今日不出仕，先考御月忌相當時正結願之間修小善，（下略）

(6)正応元年2月15日<sup>32)</sup>

十五日庚午 雨降，不出仕，時正初日之間，向河東草堂修小善，為奉資先考菩提也，（下略）

---

25)『増補史料大成』勘仲記1，15頁。

26) 同上，88頁。

27) 同上，151頁。

28) 同上，267頁。

29) 同上，268頁。

30)『増補史料大成』勘仲記2，220頁。

31) 同上，222頁。

32) 同上，274頁。

(7)正応元年8月25日<sup>33)</sup>

廿五日戊寅 晴，参新院<sup>西郊御所</sup>，相伴礼部，時正結願之間，御經有説法等，准后之御沙汰也，先御懺法，中将師重朝臣師信朝臣役散花，次御經結願，自新院御方有御加布施，念珠三連付松枝，権大納言取之，給猷宗法印，次説法，定観法印為御導師，事了給御布施，（下略）

(8)正応2年3月3日<sup>34)</sup>

三日壬午 自夜雨降，参長講堂，彼岸御懺法結願也，有臨幸，藏人少輔光泰奉行，公卿修理大夫，烏丸前宰相，新管三位著座，殿上人公頼朝臣，頼成朝臣，下官，長躬朝臣，惟輔光輔等，数反取之，御布施口別被物一重，裏物一，衣一懸子，綿一懸子，布一束，紙等，寺領勤之云々，（下略）

(9)正安2年2月27日<sup>35)</sup>，3月4日<sup>36)</sup>

廿七日癸酉 晴，自今日精進潔斎，転読法華經，（下略）

四日庚辰 晴，参新院奏事，次参長講堂彼岸懺法結願，（下略）

上の9例から鎌倉時代における彼岸の様子を，彼岸の入り・明け，期間などに注意しながら整理すると，(1)と(6)からは彼岸の入り，(2)(3)(7)(8)からは彼岸明けしか分らないが，(4)(5)(9)の3件は彼岸入りと明け（結願日）の双方を知らせている。これらによると，(4)の弘安7年春の彼岸は2月30日が入り（初日）で3月7日が明けであるから，8日間が彼岸中ということになる。同様に(5)の弘安10年秋の彼岸は8月8日～15日までの8日間，さらに(9)の正安2年春の場合は2月27日～3月4日までのこれも8日間であって，上の史料によるだけでも「彼岸は7日間」というわれわれの常識は，当時の事実と齟齬することを指摘できるのである。

次に，彼岸の入りは春分・秋分と彼岸との関係を問うことになるので，再び『日本暦日原典』から当該の月日をもとめ，上述の各史料と対照したのが

33) 『増補史料大成』勤仲記3，27頁。

34) 同上，89頁。

35) 同上，246頁。

36) 同上，247頁。

表4 春・秋分と彼岸の関係

年次	春・秋分	グレゴリオ暦	彼岸期間
(1) 建治2年秋	8月5日丁卯	1276年9月21日	8月7日己巳～(8月14日丙子)
(2) 弘安2年春	2月3日庚辰	1279年3月23日	(2月5日壬午)～2月12日己丑
(3) 同5年春	2月5日丙申	1282年3月23日	(2月7日戊戌)～2月13日甲辰
(4) 同7年春	2月28日丁未	1284年3月23日	2月30日己酉～3月7日丙辰(8日間)
(5) 同10年秋	8月7日乙丑	1287年9月22日	8月8日丙寅～8月15日癸酉(8日間)
(6) 正応元年春	2月13日戊辰	1288年3月23日	2月15日庚午～(2月22日丁丑)
(7) 同元年秋	8月17日庚午	1288年9月21日	(8月19日壬申)～8月25日戊寅
(8) 同2年春	2月23日癸酉	1289年3月23日	(2月25日乙亥)～3月3日壬午
(9) 正安2年春	2月25日辛未	1300年3月23日	2月27日癸酉～3月4日庚辰(8日間)

春・秋分の次には念のために旧暦を太陽暦(グレゴリオ暦)に換算し示している。太陽暦の各日付が現行と多少異なるのは、わが国の場合寛政暦以前は中気の決め方が冬至を起点に1年を12等分する、いわゆる常気を採用していたからで、これによると春分は現行よりも2、3日遅い3月23日～25日になり、秋分は反対に9月21日～23日と現行よりも早くなっている。なお、表中の( )内の数値は推定である。

表4である。一瞥して明らかなように、春分・秋分と彼岸との間には一定の規則的な関係のあることが知れる。すなわち、彼岸の入りはこれまでの学説の如く彼岸の前ではなくして、いずれもその後であることが判明するのである。(1)の建治2年の場合には秋分が8月5日であるのに対し、彼岸の入りは8月7日と2日後になっており、(4)弘安7年春、(6)正応元年春、(9)正安2年春の3例も、彼岸はいずれも春分後2日目から始まっている。(5)の弘安10年秋の場合だけは秋分の8月7日に対し、彼岸の入りは翌8日と間が1日しかなく、異なったケースとして注目される。

また、彼岸明けの日付を記した(2)(3)(7)(8)の史料を利用して彼岸入りを逆算すると、(2)の弘安2年春の場合には彼岸明けが2月12日であるから、彼岸中を8日間とすると2月5日が彼岸入りとなり、2月3日春分との差も2日となる。(8)の正応2年春の場合も同じ結果となるが、(3)の弘安5年春と(7)の正応元年秋の2例は、春分・秋分から彼岸明けまでの期間が他よりも1日短いた

め、彼岸の期間を8日とすると春分・秋分の翌日から彼岸入りしたことになり、先の弘安10年と同じケースが想定される。ただこれらの場合、彼岸の入りを他と同じく春分・秋分の2日後とすることもできるわけで、その際は彼岸の期間が1日短い7日間となることは言うまでもない。

以上、実際の史料に沿って具体的に述べたことを整理すると、当時の彼岸は現行と違って春分・秋分よりも1日か2日後に行われ、彼岸入りから明けまでの期間は7日ないし8日であることが知れるのである。彼岸が春分・秋分を中日としてその前後3日間、計7日間であるとする本稿の最初に紹介した解釈は、現行のあり方をそのまま過去に遡及させたもので、当時の事実に適さないことは言うまでもなく、甚だ事物に対する時間的・歴史的思考を欠いていると批判されねばならない。

#### IV 貝籠五輪塔の真偽

斯くの如く、春分・秋分と彼岸の関係を当時の事実に基づいて吟味した上で、再び貝籠五輪塔の紀年銘に対する真偽を問うことにしたい。この五輪塔が造立された弘安4年の春分は前述の如く2月25日である。2月は最大の月であるから春分の2日後に彼岸に入ったとすれば、2月27日が彼岸の入りで、7日ないし8日後の3月3日か4日が彼岸明けとなる。彼岸の入りが春分の1日後であっても、その期間が8日間であれば翌3月3日までが彼岸中であり、どちらにしても貝籠五輪塔に刻された「弘安四年三月三日彼岸」の紀年銘は当時の実施暦と矛盾しないのである。そればかりか春の彼岸が2月末日を超えて3月に及ぶのは弘安年間の場合、元年から10年までの10年間にこの弘安4年と同7年の2回だけである。このことは却って上の紀年銘に対する信憑性を増大させ、さらにその稀少価値をも強調することとなるのである。

日本の一地方から発掘された遺物の紀年銘を吟味しながら、春分・秋分と彼岸の関係まで言及することになった。しかし、ここに紹介した五輪塔に限らず多くの石造塔婆が故人の追善供養を目的として造立され、しかもその造



立時期に春秋の彼岸が好んで選ばれるとしたら、先ずもってその日取りを確認することが緊要であろう。

わが国の旧暦は冬至や春分、秋分などの12の中気を中心に編暦される。これに対し彼岸や節分などは雑節と称され、1年間の季節の移り変わりをつかむために補助的に置かれたもので、暦の作成には何らかかわりをもっていない。したがって、彼岸の日取りは中気である春分や秋分を中心に決定され、現行の場合は周知のように、春分・秋分を中日としてその前後3日間の計7日間と決められているが故に、この考え方が固定化し、恰もそれが遠い過去までもそうであったかのように誤解を生む結果となったことは残念である。本稿は勘解由小路兼仲の日記である『勘仲記』を手懸かりに、鎌倉時代には春分・秋分を中心とした彼岸の日取りが、現行と4日ないし5日の誤差があり、彼岸入りはすべて春分・秋分の後であることを明らかにした。

さらに、本稿執筆中に現地調査を行った県内熊毛郡田布施町真殿の蓮華寺にある木造地藏坐像も、上の論証を補強することになるであろう。この仏像の胎内には13行の墨書銘があり、その1行に「貞和六年<sup>歲次</sup>二月十五日<sup>彼岸</sup>」と記している。この紀年銘を前述の貝籠五輪塔の場合と同じ方法で吟味すると、貞和6年(1350)の春分は2月8日であることが知れる<sup>37)</sup>。彼岸の日取



写真3 木造地藏坐像(田布施町 蓮華寺)

37) 内田氏前掲書、315頁。

りが現行と同じ場合は、2月5日から11日までの7日間が彼岸中で、紀年銘の2月15日は勿論この中に入らない。しかし、彼岸の入りが春分の1日ないし2日後であれば「二月十五日<sup>彼岸</sup>」は何ら疑問が存しないのである。

『勤仲記』は鎌倉後期の建治2～正安2年（1276～1300）が対象であったが、上の蓮華寺の史料はそれから50年後の南北朝時代のものである。換言すれば、前述の春（秋）分と彼岸の関係は、鎌倉後期だけでなく南北朝時代に至っても維持されていることをこの史料は立証しているのである。

同様な方法で多くの類例を吟味すれば、時間と空間を考慮に入れたより充実した結果が得られることになる。すでにそうした準備も進めているが、ここで述べることは本稿の主旨を逸脱することになるであろう。別の機会に詳述することにした。

（昭和62年3月稿）